

＝研修・講習会＝

新機構・新技術講習（エーミング）について

先進安全技術自動車のフロントガラス、バンパー等交換時には、搭載されるレーダー及びカメラのエーミングが必要となることから点検方法の講習会を行います。

1. 受付期間 **6月28日（金）まで**
2. 講習日時 7月18日（木）13：30～16：00（受付13：00～）
3. 講習会場 （一社）山梨県自動車整備振興会（研修センター学科教室、実習場）
4. 講習内容 小型車（トヨタ）及び軽自動車（ダイハツ）のレーダー、カメラ
エーミング方法（メーカースキャンツール及び汎用スキャンツール使用）
5. 定員 **20名**（定員になり次第締切とさせて頂きます）
6. 受講料 6,000円（資料代含む）

新機構・新技術講習（エーミング）				
認証番号	8 -			
事業場名				
受講者名		生年 月日	昭和 平成	年 月 日

第1回自動車検査員教習について

自動車検査員資格を取得するための教習が、下記により実施されますのでお知らせします。

1. 受付期間 **5月7日（火）～20日（月）**
2. 教習日程 **【事前説明会】 6月 6日（木） 15:00～
【教習】 6月10日（月）、14日（金）、17日（月）、18日（火）
9:00～17:00**
3. 試問日 **7月9日（火）**
4. 教習受講資格 「指定自動車整備事業業務取扱要領」第10条に定める者（教習開始日の前日ににおいて、整備主任者（二級自動車シャシ整備士の技術検定のみに合格した者を除く。）として1年以上（一級の自動車整備士の技能検定に合格した者にあっては、6ヶ月以上）の実務経験を有する者）であって、次の各号の一に該当する者。
(1) 指定自動車整備事業の指定を受けている事業場に従事している者
(2) 指定自動車整備事業の指定を受けようとしている事業場に従事している者
(3) 上記(1)及び(2)に勤務を予定している者
なお、直近の整備主任者研修（平成30年11月実施）を受講していること
(4) 自動車検査員再教習受講通知を受けた者
5. 教習会場 **(一社)山梨県自動車整備振興会 研修センター**
6. 申請書類 **(1) 申請書2枚（申請書は振興会・指導教育部窓口に用意します。）
振興会ホームページ（<http://www.ams.or.jp>）の会員ページからもダウンロードできます。
(2) 写真 2枚（4cm×3cm）申請書に貼付
(3) はがき3枚（申請書の氏名・郵便番号・住所を記入）
(4) 自動車整備技能者手帳（法令研修の受講を確認します）
(5) 一級又は二級自動車整備士の合格証書番号が確認できる書類**
7. 資料代 **20,000円**
※ 資料代は関係法令の改正等により追加・変更する場合があります。
※ 平成29年度第2回、平成30年度第1回、2回の教習を受講された方で、今回試問のみを受験される方も必ず申請して下さい。
※ 詳細については、別途お知らせします。

自動車検査員教習特別講習会について

上記教習にあたり、合格に向けた特別講習会を開催致します。

試験合格率アップを目的とした勉強会ですので、自動車検査員教習の申請者には、受講をお勧めします。

1. 受付期間 **5月7日（火）～ 20日（月）**

2. 日 程 7月1日（月）・4日（木）・8日（月） 9:00～17:00

3. 講習場所 (一社) 山梨県自動車整備振興会 研修センター

4. 申請書類 自動車検査員特別講習受講申込書1部
(検査員教習受講申請時に受講料を添えて併せてお申し込み下さい。)

5. 受 講 料 9,300円

圧縮天然ガス（CNG）自動車講習会について

標記講習会を下記により開催します。

CNG自動車の燃料装置の点検整備を行うためには、一定の条件を備え運輸支局長の実施するCNG自動車に関する講習を修了した方を、点検整備責任者に選任する必要があります、特に**自動車検査員で未受講の場合は、CNG車の完成検査を行うことができません。**

既にCNG講習を修了されている方は受講する必要はありません。

記

1. 受付期間 **6月21日（金）まで**

2. 講習日時 7月10日（水）9:30～17:00（受付9:00～）

3. 講習会場 (一社) 山梨県自動車整備振興会 (研修センター学科教室、実習場)

4. 対象者
(1) 整備主任者
(2) 自動車検査員
(3) 整備管理者又は整備管理者に準ずる者
(4) CNG自動車改造施行責任者又はこの者に選任を予定されている者
(5) その他受講を希望する者

5. 受 講 料 8,300円（テキスト代含む）

※今年度テキスト金額が現在未定の為、変更する場合もあることをご承知ください。

※受講希望が少ない場合には、他県への受講案内となる場合もありますのでご了承ください。

CNG自動車講習受講申込書

令和 年 月 日

関東運輸局山梨運輸支局長 殿

事業者の
氏名又は名称

住所

事業 場 名	認証番号			指定工場の場合 指定番号		
	名 称					
	所在地					
受 講 者	(ふりがな) 氏 名	区分			備考	
	生 年 月 日	整備管理者	整備主任者	自動車検査員		その他
	年 月 日生					
	年 月 日生					
	年 月 日生					
	年 月 日生					
	年 月 日生					

(日本工業規格A4列4番)

* 区分欄は該当する事項に○と記載し、その他に該当する者はその具体的な内容を備考欄に記入すること。

ワインチ運転者特別講習会について

車積載車に装備されるワインチを操作するためには、**労働安全衛生法第59条、規則第36条の規定**により「安全に関する特別教育」の受講が義務付けられています。

本講習は、ワインチを操作する際の基礎的な知識と注意点並びに関係法規の学科教育を行いますので、積載車の巻上げワインチを操作する方は、是非参加して下さい。

学科教育終了時に「巻上げ機（ワインチ）運転者特別教育 学科教育受講証明書」を交付させていただきますので、各事業場にて「巻上げ機の運転」「荷掛け及び合図」の実技教育（4時間）を実施後、事業場の実技を行った旨の証明をした「実技教育受講証明書」をお持ちいただければ、労働安全衛生法で定める「巻上げ機（ワインチ）の運転の業務に係る特別教育修了」を証明する修了証を発行します。

1. 受付期間 **6月7日（金）**

2. 講習日時 **6月24日（月）9:30～17:00**

3. 講習場所 **（一社）山梨県自動車整備振興会 研修センター**

4. 担当講師 **巻上げ機（ワインチ）運転者特別教育指導員講習を受講済みの教育課職員**

5. 受講対象者 **事業場にワインチ付車積載車をお持ちで、車積載車のワインチ操作を行う方**

6. 募集定員 **50名（定員になり次第締切とします）**

7. 受講料 **5,200円（テキスト代含む）**

ワインチ運転者特別教育受講申請書

認証番号	8 -	事業場名	
電話番号		FAX番号	
受講者名		生年月日	昭和 年 月 日 平成
車積載車登録番号			
備考			

『働き方改革』研修会について

働き方改革は、「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」という我が国の構造的な問題に加え、「育児や介護との両立など、働き方への多様化」と働く個々のワーク・ライフ・バランスの改善や生産性の向上による長時間労働の是正等の諸問題を解決するために必要な改革です。

この課題の解決のため、働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現し、働く方一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにすることを目的としています。

平成30年6月29日に「働き方改革関連法案」が可決・成立し、平成31年4月1日以降、多法令にわたり順次施行していますが、「働き方改革」の内容について理解を深め、取り組みを進めるため研修会を開催いたします。皆様のご参加をお待ちしております。

1. 日 時 6月24日（月）16:00

2. 会 場 (一社) 山梨県自動車整備振興会 大講堂

3. 講 師 雨宮労務管理事務所 雨宮隆浩 社会保険労務士

ひき逃げ交通事故等の捜査に関する情報提供ホームページをご確認ください

会員の皆様には、日頃より「ひき逃げ交通事故等の捜査に関する情報提供」について、ご理解とご協力を頂いております。

各支部連絡網等による連絡の他、ホームページ並びに車検予約システムトピックス欄においても、同じく情報提供のお願いを掲載していますので、是非、定期的なご確認をよろしくお願ひいたします。

